



地質調査資料の整備について（通知）

技術基準の種類:技術管理

通知日:平成4年2月21日

発管第209号

平成4年2月21日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

地質調査資料の整備について（通知）

このことについて、種々の事業において調査されている貴重な地質調査資料を、地質データシステムとして系統的に整理・加工し、将来に向け広く活用していくこととしましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 整備する資料
地質調査資料管理台帳、地質調査資料登録様式
- 2 対象構造物
平成4年度以降調査する全ての地質調査資料
- 3 地質調査資料責任者の設置
作成責任者:各事務所に1名(責任者名を当該年度4月30日まで
に管理課へ提出すること)
保管責任者:土木部管理課で保管
- 4 整備方法(別添参照)

4 整備方法(別添参照)

項 目	様 式 名	整備時期	予 算
地質調査資料管理台帳	地質調査資料管理台帳	年度末一括	作成責任者が作成
地質調査資料登録様式	一般的事項	地質調査完了後	[別添及び試料費] 委託費 (地質調査委託の 成果品として納入)
	柱状図・地質区分		
	標準貫入試験		
	土質試験		
	孔内載荷試験		
	現場透水試験		
	P波・S波速度		

- 5 資料の提出
 当該年度の地質調査資料を取りまとめのうえ、次年度4月30日まで
 に、作成責任者が管理課へ提出すること。

【別 添】

地質資料データベース化フロー



